# 第5章 第3期平塚市地域福祉活動計画

# 1 地域福祉活動計画とは

市社協が策定する第3期地域福祉活動計画は、地域福祉を推進するため、 第4期地域福祉計画と理念を共有し、地域住民や関係企業・団体などの参画 を得て策定する計画です。

市社協は、1953年に本市の社会福祉事業における住民運動の強化を図るための組織として設立されました。1975年には、社会福祉法人の認可を受け、地域福祉推進の中核として位置づけられ、「『誰もが安心して暮らすことができる福祉のまちづくりの推進』のためのコミュニティワークの実践」を使命として活動しています。

# 2 施策の推進の基本的な考え方

第2章で整理した地域福祉の現状と課題、さらには第3章で示されている 計画全体の基本理念や基本目標を踏まえた、第3期地域福祉活動計画におけ る施策の推進の基本的な考え方は、次のとおりです。

権利擁護を含む地域福祉活動への意識を醸成し、地域福祉人材や組織 を育てる地域づくりを目指し、交流、つながりの創造や地域の支えあ い活動の充実などを推進します。

こうした考え方を実現していくためには、地域内の交流やつながりをつくり出す取組に加え、各種福祉活動団体のネットワーク構築や災害時を含むボランティア人材の育成と活動の活性化促進を進めることが必要です。また、地域における地域生活課題の早期発見や対応を図ることで、地域内の孤立や排除を防ぐことも重要です。地域福祉の基本である住民間の支えあいを、市内各地区の特性を踏まえて展開するための支援が求められます。

そこで、地域福祉活動で重要な役割を担う地区社協(※22)の活性化支援 や子育て支援を含む福祉活動団体等のネットワーク構築、ボランティアなど の人材発掘や育成、災害時における助けあいの促進、孤立や排除のない地域 づくりなどを推進します。

# 3 市民、関係団体、市社協の役割

第3期地域福祉活動計画の推進には、単に市社協が施策を推進するだけでなく、地域全体の取組が不可欠です。そのため、次のとおり市民、関係団体、市社協に期待される役割を整理しました。



<sup>※22</sup> 平塚市内に23あり、市社協と同一の理念を持ちながら地区を限定し、よりその地区にふさわしい活動を展開しています。構成は地域の関連団体から成り立ち、高齢者ふれあいサロン、子育て支援、三世代交流事業などを実施しています。

【第3期地域福祉活動計画を推進するために期待される主な役割】

市民	<ul> <li>地域住民一人ひとりによる地域の生活課題に対する関心、自分たちの地域をよりよくするための話し合いや活動への参加</li> <li>日常的な支えあいや助けあいの意識向上、住民同士のつながりと絆の深化、地域の中で孤立させない地域づくりへの取組</li> <li>近隣住民の異変を感じたらすぐに関係機関に連絡するなど、見守り主体としての高い意識</li> </ul>
関係団体	<ul> <li>地域関係団体による、日常的な支えあいや助けあいの意識向上、住民同士のつながりと絆の深化、地域の中で孤立させない地域づくりへの取組</li> <li>地元企業や福祉サービス事業所、地域関係団体等の課題解決に資する助けあいや支えあい活動のネットワークづくりへの参加</li> <li>地域福祉活動の担い手やボランティア等の人材発掘と育成のための啓発や、自主的な福祉教育の場づくり</li> <li>地元企業の社会貢献および地域貢献として企業の活力提供</li> </ul>
市社協	<ul> <li>・地域住民一人ひとりが地域への関心を高めるための、地域福祉活動への参加促進と人材発掘およびボランティア育成</li> <li>・ともに生きる社会に向けた意識向上に資する子どもから大人までの福祉教育実施</li> <li>・さまざまな地域課題や生活課題に対応可能な、新たな活動団体も含めたネットワークづくり</li> <li>・誰もが安心して暮らせる地域づくりを目指した、地域課題への取組等を話し合う場の設置や住民主体の地域づくりの促進</li> <li>・孤立や排除しない地域、無関心でない地域の実現に向けた研修会や啓発活動の積極的開催</li> <li>・さまざまな生活課題を抱える人への相談と支援の充実</li> </ul>

# 4 地域福祉活動計画における取組

本計画における第3期地域福祉活動計画を推進するための取組は、次のとおりです。なお、第3期地域福祉活動計画の数値等目標については、別冊の13ページ以降に取りまとめました。

	0 1	誰もが活躍できる福祉コミュニティづくりの推進
1 交流・つながり のある地域づくり	0 2	地区社会福祉協議会活動の活性化支援
	0 3	子育て支援のネットワーク構築促進
	0 4	福祉活動団体等のネットワークの拡大
2 支えあい活動	0 5	さまざまな福祉教育の推進
の充実	0 6	ボランティア等の人材の発掘と育成
	0 7	企業等の貢献活動への参加促進
3 誰もが安心・安	0 8	孤立や排除のない地域づくりの推進
全に暮らせる地域	0 9	地域生活課題の早期発見と対応力の強化
づくり	1 0	災害時の助けあい活動への取組
4 住民への支援	1 1	社協らしい相談・支援体制の強化
	1 2	その人らしく生きる権利をまもる取組の推進
の充実	1 3	生活困窮状態にある人への支援

# 1 交流・つながりのある地域づくり

地域福祉活動の基本は住民の交流とつながりであり、それぞれの地域における地区社協活動の活性化や福祉コミュニティづくりなどが求められます。 そのため、地域住民同士のつながりが持てる活動や地域内のネットワークづくりなどの取組を推進します。

# O 1 誰もが活躍できる福祉コミュニティづくりの推進 (事業に関する現状)

地域の福祉活動団体である地区社協、地区民児協、自治会、ゆめクラブ(老

人クラブ)、町内福祉村などが核となり、地域行事やサロンの開催などを通じて福祉コミュニティを形成するとともに、それぞれの立場・役割で地域福祉活動を展開しています。

# (事業に関する課題)

誰もが地域で活躍できるような環境整備を必要とする地域も存在するほか、 サロン等の主催者が高年齢化しているなどの課題があります。

#### (取組の方向性)

既存の地域福祉活動団体を核としつつ、地域ごとの福祉コミュニティづくりを進めます。特にサロン等については利用者側も運営や活動に参加し、ともに交流の場を創り上げるなど、誰もが活躍できる環境づくりを進めていきます。

#### (事業の概要)

市社協の地区担当職員が地域に出向き、地域の状況にあった、誰もが地域で交流できる福祉コミュニティづくりを支援します。

#### 02 地区社会福祉協議会活動の活性化支援

#### (事業に関する現状)

各地区社協では地区全体を対象とした行事やサロン活動等を通じて地域課題に取り組むなど、地域住民が主体となり地域福祉活動を推進しています。

#### (事業に関する課題)

地区社協は住民組織として地域でさまざまな福祉活動を展開していますが、 個々のニーズへ柔軟に対応することが難しい傾向があるほか、活動協力者が 十分とはいえず、担い手不足の面があります。

#### (取組の方向性)

住民に対する地区社協活動の広報啓発を支援し、住民からの理解と協力を得て地区社協活動の活性化を促進します。

#### (事業の概要)

住民の目に触れやすいSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)やチラシ等を活用して地区社協活動を紹介するほか、市社協の地区担当職員が地区社協の会議等へ積極的に参加し、地域課題に対し協働して解決に取り組みます。

# 03 子育て支援のネットワーク構築促進

#### (事業に関する現状)

身近な地域で子育て支援を提供する場として、地区社協、地区民児協、子育てサークルなどが子育てサロンを開催しています。

## (事業に関する課題)

子育でサロン主催者側の高年齢化と若手の担い手確保が難しいほか、子育 て世帯のライフスタイルの多様化と関わり方などの悩みもあり支援活動に不 安がある状況です。

# (取組の方向性)

地域での子育て・子育ちを支援するため、子育て支援者と子育て支援機関 (子育て支援センター、ファミリー・サポート・センターを含む)、行政機関 等(以下「子育て支援機関等」という。)の連携を深め、ネットワークの構築 に努めます。

### (事業の概要)

子育ての悩みなどの相談は多岐に渡ることが想定されるため、地域で子育てサロン等に携わる子育て支援者と子育て支援機関等のネットワークの構築を図るワーキング会議を設け、子育て支援に必要な意見交換や情報共有などを行い、地域での子育て支援が円滑に実施できるようネットワーク構築を進めます。

# コラム 13 地域で取り組む子ども支援

地域福祉を進めていく中で、子どもの頃から「地域とのつながり」を育むことはとても大切なことです。各地域では子どもたちを見守る取組や、子育てサロンなど交流ができる場を設けるなど、子育て支援が活性化しています。

近年の子育て家庭においては共働き やひとり親世帯も多く、ライフスタイ ルが多様化し、地域とのつながりが希 薄しつつある傾向が見られます。地域 の子ども会における会員数減少はその 一例といえるでしょう。また、子育て をする中で不安や孤立を感じる保護者 や、経済的に不安を抱える世帯もあり、 子育てをめぐるさまざまな課題があり ます。



地域の子育てサロンの様子

子どもの「子育て・子育ち」については、制度やサービスでは補えないものもあります。市社協が運営するファミリー・サポート・センターで支援する会員からは、「一緒に子育てに参加してお子様の成長を喜びあえることが、私にとっての喜びです」という声も聞かれるように、地域が一体となって子どもに関する取組がさらに充実することが期待されます。

# 2 支えあい活動の充実

地域における支えあい活動を推進するためには、身近な地域でボランティアとして活躍する住民はもちろんのこと、団体・地元企業などへの働きかけが重要となります。そのため、子どもから大人までの幅広い年齢層に対し福祉の心を育む学びの場づくりやボランティア活動につながる各種講座を実施します。また、福祉活動団体以外も含めたネットワークづくりと企業等の活力を社会貢献へつなげるような取組を推進します。

# 04 福祉活動団体等のネットワークの拡大

# (事業に関する現状)

地域福祉活動においては、ボランティア活動団体や市民活動団体等も重要な担い手となっており、福祉分野の関係機関と連携して課題の解決に取り組んでいます。

#### (事業に関する課題)

住民の地域生活課題は多様化しており、解決にあたり福祉分野以外の機関との連携が必要になっています。福祉制度やサービスの対象とならないことにも、柔軟に対応できるネットワークが必要です。

### (取組の方向性)

多様化する地域生活課題に対応した地域福祉活動を推進するため、現在連携している福祉団体のみならず、福祉分野以外の団体等も含めたネットワーク化を促進します。

# (事業の概要)

福祉分野以外の団体や市民活動団体に対し、地域福祉への関心を深めるための情報交換や研修会を実施しネットワークの構築を進めていきます。

#### 05 さまざまな福祉教育の推進

#### (事業に関する現状)

児童生徒に向けた福祉学習(車椅子体験、高齢者疑似体験、点字や手話の体験など)に取り組む学校に対して、助成金を交付しているほか、要請に応じて地域住民向けの学習機会も提供しています。

#### (事業に関する課題)

学校と地域住民において福祉学習の必要性と理解をより一層深めるため、 地域住民に対しての福祉学習の機会を増やしていくと共に、地域の団体が主 体性を持ち、地域で福祉の学びの場を開催する必要があります。

# (取組の方向性)

次世代を担う児童生徒や地域住民が福祉のこころを育み、いつまでも持ち続けるために、学習機会はもとより、地域で福祉の学びの場を増やします。

# (事業の概要)

引き続き福祉教育に取り組む市内小学校、中学校、高等学校、特別支援学校に対して活動事業費を助成します。また、地域の団体と連携し福祉の学びの場を開催します。

# 06 ボランティア等の人材の発掘と育成

### (事業に関する現状)

ボランティア活動者の発掘と育成をするため、ボランティア活動ガイドの発行や社会人向けのボランティア講座などを開催しています。ボランティア団体と協働しボランティア同士の交流の場や専門ボランティアの育成もしています。

# (事業に関する課題)

ボランティア団体や地域福祉活動者が高年齢化していますが、新規活動者 (若手)の確保が難しい状況です。

#### (取組の方向性)

誰もが地域福祉に関心を持ち、より積極的にボランティアとして福祉活動に参加し、生きがい・やりがいにつながる環境を整備します。

#### (事業の概要)

参加しやすいボランティア講座を開催するとともに、受講者の地域福祉活動につながるような取組を進めます。初めてボランティア活動をする人向けに活動ガイド冊子を配付します。また、福祉ボランティアのニーズ等の調査研究をします。

# 07 企業等の貢献活動への参加促進

# (事業に関する現状)

企業や社会福祉法人によっては社会貢献や地域貢献として、寄付や地域貢献活動などが実施されています。

# (事業に関する課題)

企業としての社会貢献、地域貢献のあり方について、地域とのつながりを持てないこともあり、企業等が金銭的支援をすべきか人的支援をすべきか、 判断に迷っているケースがあります。

# (取組の方向性)

企業や社会福祉法人等の特性を地域の住民課題や地域福祉活動に生かせる よう、地域とのつながりをつくります。

#### (事業の概要)

企業や社会福祉法人等の特性を生かした貢献活動への働きかけや情報発信を進めるほか、地域社会への貢献促進につながるようコーディネートを行います。

# コラム 14 車両を用いた障がい児等通学支援

現在、身体障がい児・知的障がい児の学校への通学は、原則として障害者総合支援法サービスである「移動支援」の対象となりません。そのため、自力で登下校することが難しい児童・生徒については、家族が学校への送迎を行い、時間的・体力的に負担が大きい状況です。



障がい児通学送迎で 活躍する「ふくふく号」

また、近年では障がい児を抱える家庭においても、共働きやひとり親世帯が増えており、家族が仕事や病気・出産等により送迎が困難な状況になると、家族への負担が増すばかりでなく、子どもが教育を受ける機会も失われてしまいます。そのような、家庭の事情により自力通学ができない児童・生徒を対象に、市社協が所有する車両(ふくふく号)を使用し、運転ボランティアが学校への送迎を支援しています。

# 3 誰もが安心・安全に暮らせる地域づくり

地域福祉活動は平常時における住民主体の活動が中心となりますが、その延長線には自殺予防や住民の困りごとへの気づきも含まれます。また、近年では災害発生時のボランティア活動への関心も高まっており、市民への啓発と周知が重要です。

こうしたことを踏まえ、市の自殺対策計画とも連動して、孤立させない地域づくりや地域の中で誰もが安心して暮らせるための地域づくりを推進します。

### 08 孤立や排除のない地域づくりの推進

#### (事業に関する現状)

地域社会と上手く関係が築けない人、関わりを求めない人がおり、地域内 での孤立につながっています。また、文化や価値観の違いや偏見などが、新 たな差別や排除を生むリスクもあります。

# (事業に関する課題)

孤立や差別、排除そのものに加え、住民の無関心も課題になっています。 また、インターネットやSNS(ソーシャルネットワーキングサービス)な どの普及に伴い、極端な意見に同調する人も増えており、自殺や孤立死など のリスクが高い状況にあります。

#### (取組の方向性)

孤立や排除のない地域づくり、それぞれの生活課題に関心を寄せる地域づくりを進めるための普及啓発を促進し、地域での見守りとつながりを増やしていきます。

# (事業の概要)

孤立させない排除のない地域、無関心でない地域が実現できるよう、地域での体制整備を考える話し合いの場と講演会などを行い地域住民へ働きかけます。また、地域社会と関わりがない人・関わりを求めない人に対しても福祉関係者をはじめ、民間事業者とも連携して見守りができるようにするほか、貸付事業などの相談や福祉サービスの利用者からの孤立のサインを見逃さず、適切な専門機関へつなげます。

#### 09 地域生活課題の早期発見と対応力の強化

#### (事業に関する現状)

ライフスタイルや価値観の多様化により、住民同士の関係がますます希薄化しています。そのため、生活上の困りごとがあっても気づかれず支援が遅れてしまうケースが増えています。

#### (事業に関する課題)

住民の抱える地域生活課題は複雑化しており、相談内容も多様化していますが、支援が遅れることで虐待や孤立死、自殺などのリスクが高まるため、 早期発見と解決に向け、住民と専門機関の協働による対応が必要です。

#### (取組の方向性)

課題の発見と解決を担う住民、専門機関との連携を図り、地域住民主体の 福祉コミュニティを構築して地域共生力の向上を目指します。

# (事業の概要)

住民の抱える地域生活課題の早期発見と課題解決及び対策などを話し合う 場である地区懇談会などを開催し、地域の福祉力向上を支援します。

#### 10 災害時の助けあい活動への取組

## (事業に関する現状)

地震や水害など大きな災害が起きた際には、災害時ボランティアネットワークセンター(以下「災害時VNC」という。)の設置と運営を行うほか、災害時における緊急貸付事業等の相談と申請への支援を行います。

また、市外の災害復興等にボランティア参加を希望する人向けに情報提供 を行っています。

# (事業に関する課題)

ボランティアの受け入れや円滑な運営のため、災害時を想定した災害時VNC設置運営訓練を行う必要があります。また、災害時に協力していただける市民ボランティアを養成するほか、ボランティア活動に関する的確な情報提供が求められます。

#### (取組の方向性)

スムーズな災害時VNCの設置・運営ができるための訓練を実施します。 また、運営協力ができるボランティア養成・育成を行うとともに、災害時の ボランティア活動に関する情報の周知を促進します。

#### (事業の概要)

平常時から災害時VNCについての広報啓発に努め、運営協力ができる市 民ボランティアの養成・育成を行います。災害の規模、種類に合わせた人員 体制や災害対応方法と住民の立場に立った支援活動ができるよう、平常時か ら平塚市等と連携し、設置運営訓練を強化し実働性を高めます。また、被災 地支援活動者へのボランティア活動保険の受付や情報提供も行います。

# 4 住民への支援の充実

市社協では、住民主体の地域福祉活動はもとより、住民の地域福祉課題に対する支援にも力を入れています。とりわけ成年後見制度の利用支援や生活困窮者への自立相談支援については、平塚市から受託し、各種支援を展開しているほか、市社協独自の住民への相談や支援に取り組んでいます。

そのため、住民からの相談に対し支援につなげることや見守り体制を整えていくことなどを推進します。

# 11 社協らしい相談・支援体制の強化

# (事業に関する現状)

従来の福祉領域に留まらない、複雑化・多様化する地域生活課題全般が相談対象になっていることを踏まえ、市社協の資源を活用した対応を行っています。

#### (事業に関する課題)

相談内容の複雑化・多様化に伴い、既存の分野別の相談窓口だけでなく、 医療や法律分野等との広範囲専門分野とのネットワーク形成や、より総合的 な相談体制が必要となっています。

#### (取組の方向性)

市社協にある各相談窓口の周知を徹底し、相談員同士の連携を強化し、相談者と相談窓口をつなぐ機能を充実していきます。

# (事業の概要)

貸付事業及び生活支援相談の相談者や福祉サービス利用者の新たな生活課題に関するサインを見逃さないよう、生活課題の解決に向けた相談員同士の

連携を強化します。

# 12 その人らしく生きる権利をまもる取組の推進

# (事業に関する現状)

障がい者や高齢者など、判断能力や金銭管理が難しくなってきた人を対象に、日常の金銭管理や福祉サービスの利用支援を行う「日常生活自立支援事業」や市社協が法人として成年後見人となる「法人後見事業」を実施しています。また、平塚市からの受託により「成年後見利用支援センター事業」を実施しています。

### (事業に関する課題)

日常生活自立支援事業は 2017 年度末の契約件数が 81 件、法人後見事業 は受任件数 29 件と増加傾向にあり、人員体制の確保が不可欠です。また、 近年ではいわゆる「終活」が意識されており、高齢者の見守りサービスや遺言書の作成支援、遺言執行者としての取組に加え、任意後見制度への対応も 求められています。

#### (取組の方向性)

判断能力が十分でない人が、地域において安心して暮らせるよう、市社協の特性を活かした各種権利擁護の取組を推進します。

#### (事業の概要)

日常生活自立支援事業及び法人後見事業については、対応件数の増加を目指し、人員体制の強化などを図ります。また、関係諸団体等と調整の上、任意後見制度や見守りサービスの実施について検討を進めます。

#### 13 生活困窮状態にある人への支援

# (事業に関する現状)

生活困窮状態の世帯を対象に、貸付事業や援護金等による支援を行うほか、 平塚市からの受託により、生活困窮者自立支援法に基づく「生活困窮者自立

相談支援事業」を実施しています。

# (事業に関する課題)

生活が困窮している世帯に対する、公的な支援内容や方法は限られており、 緊急を要する場合には、市社協をはじめとする民間団体による柔軟な支援が 重要です。また、相談先がわからず、困窮したまま生活を送っている人も多 いと考えられます。

#### (取組の方向性)

世帯の状況に応じた支援ができるよう、民児協と連携し、生活に困窮した世帯の把握や事業周知に努め、早期発見ができるよう取り組みます。

生活困窮者自立相談支援事業と連携するためのネットワークづくりに取り 組みます。

#### (事業の概要)

市社協が実施する貸付事業や慰問金等の援護事業の周知を行います。また、 低所得世帯で、一時的に生活が困窮した世帯に対し、一時的な貸付事業や日 用品の支給などを行い、ライフラインの確保等生活の維持を支援します。ま た、フードバンク等生活困窮者支援団体と連携した支援を実施します。

